

青の煌めきあおもり国スポ・障スポにおける報道員に準じる者について

1 青の煌めきあおもり国スポ

(1) 報道員に準じる者の定義

「国民スポーツ大会開催基準要項」の規定により、日本スポーツ協会と開催県実行委員会が協議して認めた者についても報道員とすることができる。

これを報道員に準じる者（準報道員）として取り扱う。

（スケート・アイスホッケー競技会については別に定める。）

【参考】国民スポーツ大会開催基準要項（一部抜粋）

38 報道

(1) 報道員の範囲は、日本新聞協会、日本放送協会（NHK）、日本民間放送連盟、日本雑誌協会、写真記者協会及びテレビ・ニュース映画協会にそれぞれ加盟している新聞社、雑誌社、ラジオ・テレビ放送社及びニュース映画社の所属社員並びに日本スポーツ協会と開催県実行委員会が協議して認めた者に限る。

(2) 報道員に準じる者の対象

報道員に準じる者は、次のとおりとする。

ア 主催者および主催者に準じる者

日本スポーツ協会、文部科学省、青森県、青森県内各市町村
青森県スポーツ協会、各市町村スポーツ協会等

イ 今後3年間の国スポ開催県（令和9年～11年）

ウ 過去3年間の国民スポーツ（体育）大会において報道員に準じる者として認められた者で、取材希望のある者

エ カメラサービス等、報道の円滑な業務に資する者

オ 上記ア～エを除く下記の者で、新聞、雑誌、放送等の一般向けの広報媒体（社内報等を除く。）を有し、国スポを取材し、記事掲載等の計画がある者

- ① 県実行委員会に対して取材希望があり、県実行委員会が認めた者
- ② 県内市町村から県実行委員会に対して推薦され、県実行委員会が認めた者
- ③ 日本スポーツ協会から県実行委員会に対して推薦され、県実行委員会が認めた者

(3) 報道員に準じる者に対する制限

ア 総合開会式・閉会式における限定取材は、県実行委員会が認めた者のみとする。

イ 申請内容に虚偽があった場合や、大会運営に支障を及ぼすような取材を行った場合は、取材禁止を含めた制限をすることがある。

ウ 大会運営上、各社来会可能人数や持ち込み車両台数等について制限する場合がある。

2 青の煌めきあおもり障スポ

青の煌めきあおもり障スポにおける報道員の範囲および報道員に準じる者の取扱いならびにその制限については、青の煌めきあおもり国スポと同様とする。ただし、報道員に準じる者のうち「ア 主催者及び主催者に準じる者」については、次のとおりとする。

日本パラスポーツ協会、文部科学省、青森県、県内市町村、青森県障害者スポーツ協会およびその他の関係団体